

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第37回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成24年6月4日（月）午前10時から午前10時32分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）岡田雄一

（委員）飯野紀夫，井部俊子，上原敏夫，渡辺恵一

（庶務）及川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）新地域委員の紹介

（2）報告

前回の議事要旨の確定について

（3）協議

ア 平成24年下半期の判事任命候補者に関する情報について

イ 弁護士会への結果の通知について

（4）今後の予定等

5 議事

（1）新地域委員の紹介

協議に先立ち，退任した山岸委員の後任として，飯野委員が紹介された。

（2）報告

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったの  
で、これを確定させ、ホームページに掲載済みであることが報告された。

### (3) 協議

ア 平成24年下半期の判事任命候補者に関する情報について

ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いにつ  
いて

#### ① 弁護士会を経由した情報について

庶務から、東京弁護士会、第二東京弁護士会及び横浜弁護士会にお  
いて取り次いだ情報が送付され、このうち東京弁護士会から送付され  
た情報は、各情報提供者が封緘した状態で取り次がれたものとの説明  
があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと  
同様、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」と  
いう。）に報告し、その判断に委ねることとされた。

#### ② 評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

庶務から、第二東京弁護士会所属弁護士から送付された情報の中に、  
段階評価による情報のみが記載されたものと、段階評価による情報及  
び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明され  
た。

協議の結果、これまでと同様、段階評価による情報の部分は指名諮  
問委員会に報告せず、記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員  
会に報告することとされた。

#### ③ 当地域委員会が担当する裁判官指名候補者以外の者の情報について

庶務から、他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報及び  
今回の指名候補者以外の者の情報についても送付されてきたことが説  
明された。

協議の結果、他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報は、貴重な情報であることから、当地域委員会が担当する情報と同様の基準で指名諮問委員会に報告することとされた。また、今回の指名候補者以外の裁判官から出向している者の情報は、地域委員会が収集すべき情報ではないことから、指名諮問委員会には報告しないこととされた。なお、裁判官からの出向者の情報については、将来、裁判官となる可能性があることから、裁判官の人事を担当する最高裁人事局に送付することとされた。

(イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

イ 弁護士会への結果通知について

これまでと同様、段階評価による情報が提出されたことから、これらの情報を送付してきた第二東京弁護士会に対し、段階評価による情報を指名諮問委員会に報告しない旨、また、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう別紙の書式により通知することとされた。

(4) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成25年4月期の弁護士任官候補者の任命及び平成25年上半期の再任（判事任命）候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり、平成24年9月13日（木）午前10時から、第2中会議室で開催することとされた。

以上

(別紙)

平成24年6月〇〇日

〇〇弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 岡 田 雄 一

裁判官指名候補者に係る情報について (通知)

貴弁護士会所属の会員から当地域委員会に対して標記の情報が寄せられましたが、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式によるものでした。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、これまでと同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう御配慮ください。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第37回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成24年6月5日（火）午後3時30分から午後4時4分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）清水規廣，山名学，吉田統宏

（庶務）及川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）新地域委員の紹介

（2）報告

前回の議事要旨の確定について

（3）協議

平成24年下半期の判事任命候補者に関する情報について

（4）今後の予定等

5 議事

（1）新地域委員の紹介

協議に先立ち，退任した松本委員の後任として，清水委員が紹介された。

（2）報告

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかったの

で、これを確定させ、ホームページに掲載済みであることが報告された。

(3) 協議

平成24年下半期の判事任命候補者に関する情報について

(ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

① 弁護士会を經由した情報について

庶務から、横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付されたとの説明があった。

協議の結果、頭名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に報告し、その判断に委ねることとされた。

② 当地域委員会が担当する裁判官指名候補者以外の者の情報について

庶務から、他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報及び今回の指名候補者以外の者の情報についても送付されてきたことが説明された。

協議の結果、他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者の情報は、貴重な情報であることから、当地域委員会が担当する情報と同様の基準で指名諮問委員会に報告することとされた。また、今回の指名候補者以外の裁判官から出向している者の情報は、地域委員会が収集すべき情報ではないことから、指名諮問委員会には報告しないこととされた。なお、裁判官からの出向者の情報については、将来、裁判官となる可能性があることから、裁判官の人事を担当する最高裁人事局に送付することとされた。

(イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報

告することとされた。

(4) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については，速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

今回は，平成25年4月期の弁護士任官候補者の任命及び平成25年上半期の再任（判事任命）候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり，平成24年9月10日（月）午前10時から，第2中会議室で開催することとされた。

以 上